



商工会だより

* 確定申告相談日のご案内(予告)

確定申告の時期が近づいてまいりました。今年も商工会が税理士を招き「確定申告窓口相談」を下記の内容にて開催する予定ですので、お知らせいたします。

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されました。

適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるもので、この制度は課税事業者・免税事業者に関係なく全ての事業者に係るものです。非常に重要な内容の税制改正となります。**今回はじめてインボイスの登録をさせて課税事業者となり、商工会で消費税の申告を行う事業者様は、消費税の計算の関係上10月1日～12月31日までの売上の把握についてよろしくお願いします。**

- ・日程：2月13日（火）～3月15日（金）までの実施となります。（詳細については別紙案内をご参照ください）
- ・会場：大野町商工会館 2階大会議室

* 弁護士による無料法律相談のお知らせ

○令和6年1月16日（火）OKBふれあい会館9F

○令和6年2月 6日（火） //

13:00～17:00（1事業所1時間）

* 制度改正に伴う専門家派遣事業のご案内

専門家を派遣しての個別相談を行います。生産性の向上や働き方改革、消費税価格転嫁対策等についてご相談いただき、アドバイスを受けることができます。

具体的には、事業収益の確保、従業員の確保と活用、業務の効率化、働き方改革の理解促進、インボイス制度に対する対応など、制度改正による諸課題への対応や生産性向上に向けて、小規模事業者が円滑に対応できるよう専門家を派遣し、経営環境の整備を実施いたします。上記の課題以外でも活用できますので、お気軽にご相談ください。

商工会ホームページ



Instagram 公式アカウント



LINE 公式アカウント



商工会 WEB 研修



* 小規模企業共済のお知らせ

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

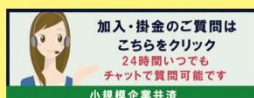
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

Be a Great Small.
中小機構

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは下記のQRコード又はホームページからご確認ください。



小規模共済

検索

2021.6

全額所得控除による税制優遇と小規模事業者の退職金の積立に是非ご活用ください。

詳しい制度内容については、大野町商工会までお問合せください。

☎ 0585-32-0667

FAX 0585-34-3370

※ いずれの相談についてのお問合せも、商工会事務局までご連絡ください。

 0585-32-0667

Fax 0585-34-3370